

# 第 1 編 総 則



# ◆◆ 第1章 計画の方針 ◆◆

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、井手町防災会議が作成する計画であって、井手町の地域に係る総合的な防災計画を策定し、町の地域及び住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

そのため、次の事項について定めるものである。

1. 井手町の地域に係る防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
2. 気象等の予報、防災施設の新設、改良及び保安並びに訓練、調査その他災害予防計画
3. 災害対策本部等の運用、通信情報及び消防、水防の対策並びに救助、衛生その他防災施設等の災害応急対策計画
4. 公共土木施設、農林業等施設及び住宅、中小企業等の災害復旧計画
5. その他必要な事項

## 第2節 計画の理念

災害は単なる自然現象ではなく、都市形成や地域社会整備において生じる問題点や整備課題の部分において災害の大半が生じることを認識し、社会的に対応可能な現象として、地域防災計画を策定する。

1. 災害を未然に防止するために、長期的な視野に立って災害に強いまちづくり・地域づくりを推進することを基本とする。
2. 災害に対しては、被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、ハード（防災施設・設備）、ソフト（防災情報、教育、訓練等）の両面から総合的な防災システムの整備を図り、さまざまな対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめるよう努める。
3. 災害対策は、各関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図るとともに、住民、事業者等と一体となって最善の対策をとるよう努める。
4. 防災対策は日常的な取り組みが基本であり、各種施策・事業の企画実施に際し防災の観点を明示し取り入れるとともに、危機管理体制の整備に努める。
5. 災害時には、「自らの生命・財産は自ら守る」という心構えと行動が基本

となることを広く啓発し、住民自身及び地域の自主防災組織等、自主的な防災対策の支援に努める。

6. 南海トラフ巨大地震等の超広域災害が発生した場合、災害応急対策は優先順位を付けるとともに、被害が比較的少ない場合は、自力で災害対応を行いつつ、被害の甚大な地域への支援を行うよう努める。

### 第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。したがって、各機関は、毎年関係のある事項について町防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を町防災会議に提出するものとする。

### 第4節 計画の周知徹底

この計画は、井手町防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関等において平素から研修、訓練その他の方法によって習熟に努めるとともに、その機関に係る計画については必要に応じ職員あるいは地域住民に周知徹底するものとする。

さらに、町防災担当職員は、防災意識の充実及び知識の普及を行うために、職員、学校教育機関、住民、防災上重要な施設管理者及び自主防災組織に対して、指導に努めるものとする。

### 第5節 計画の運用

この計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、各機関においては必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。

## ◇◆第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱◇◆

防災に関係のある各機関は、おおむね次の当該各機関ごとに定める事務又は業務を処理するものとする。

### 1. 井手町

- (1) 井手町防災会議及び井手町災害対策本部等に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 都市機能の集積に対する防災対策
- (4) 災害に関する予警報の連絡
- (5) 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供
- (6) 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- (7) 自主防災組織の育成指導及びNPO・ボランティアによる防災活動の環境整備その他住民の自発的な防災活動の促進
- (8) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- (9) 災害の防除と拡大の防止
- (10) 救助、防疫等被災者の救助保護及び災害弱者に対する防災上必要な措置
- (11) 避難の指示
- (12) 避難所における良好な生活環境の確保
- (13) 災害応急対策及び復旧資器材等の確保
- (14) 被災企業等に対する融資等の対策
- (15) 被災公共施設の応急対策
- (16) 災害時における文教対策
- (17) 災害対策要員等の動員
- (18) 災害時における交通、輸送の確保
- (19) 被災施設の復旧
- (20) 町内関係団体が実施する災害応急対策等の連絡調整
- (21) 被災者の援護を図るための措置
- (22) 前各号の目的を達するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

### 2. 京田辺市消防署（井手分署）

- (1) 消防に関する組織の整備
- (2) 災害通信伝達体制の整備
- (3) 消防に関する教育及び訓練
- (4) 消防に関する物資、資器材の整備
- (5) 災害応急措置及び災害拡大の防止措置
- (6) 災害予警報等の伝達
- (7) 消防施設の災害復旧

- (8) その他町の地域に係る災害の予防及び災害応急対策に関し、井手町防災会議が必要と認める事務又は業務の実施

### 3. 京都府

#### 3-1 京都府山城広域振興局

- (1) 京都府山城広域災害対策支部田辺副支部に関する事務
- (2) 防災に関する組織の整備と訓練
- (3) 災害に関する予警報の連絡
- (4) 井手町災害対策本部その他の関係機関との連絡調整
- (5) 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報
- (6) 被災企業等に対する融資等の対策
- (7) 被災者の救助保護

#### 3-2 京都府山城北土木事務所

- (1) 災害に関する予警報の連絡
- (2) 河川、道路、橋梁等の被害状況調査及び応急対策
- (3) 防災資材の整備点検及び調達輸送
- (4) 災害時における水防活動の指導
- (5) 被災公共土木施設の災害復旧

#### 3-3 京都府山城北保健所

- (1) 災害用医療品等の整備補給
- (2) 医療救護、防疫対策
- (3) 医療機関の被害状況調査及び応急対策

#### 3-4 京都府山城教育局

- (1) 教育関係被害状況の調査と情報の収集整理及び応急対策
- (2) 災害時における児童生徒の応急教育
- (3) 教科書の調達及び配分
- (4) 災害時における休校、登下校の措置

#### 3-5 京都府田辺警察署（井手交番）

- (1) 被害及び治安状況の把握
- (2) 災害時における犯罪の予防、交通の整理及び規制
- (3) 危険物の応急対策

### 4. 指定地方行政機関

#### 4-1 近畿地方整備局

- (1) 国土交通省管理の公共土木施設の整備と防災に関すること
- (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること
- (3) 国土交通省管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- (4) 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
- (5) 災害の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
- (6) 国土交通省管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること
- (7) 国土交通省管理の公共土木施設の復旧に関すること
- (8) 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること

#### 4-2 大阪管区気象台（京都地方気象台）

- (1) 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表
- (2) 気象、地象及び水象の予報（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発供

#### 4-3 近畿農政局

- (1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成
- (2) 農業関係被害状況の収集報告
- (3) 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導
- (4) 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっ旋指導
- (5) 管理又は建設中の農業用施設の防災管理並びに災害復旧
- (6) 土地改良機械の緊急貸付け
- (7) 生鮮食料品、飼料、種もみ等の安全供給対策
- (8) 災害時における主要食糧の応急供給についての連絡調整

#### 4-4 自衛隊（陸上自衛隊第4施設団）

- (1) 災害の予防及び災害応急対策の支援

### 5. 指定公共機関

#### 5-1 西日本電信電話株式会社（京都支店）

- (1) 電気通信施設の整備
- (2) 災害時における電気通信の確保及び緊急通話の取扱い
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び復旧

#### 5-2 KDDI株式会社（関西総支社）

- (1) 電気通信施設の整備
- (2) 災害時における電気通信の確保及び緊急通話の取扱い
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び復旧

#### 5-3 株式会社NTTドコモ関西支社

- (1) 電気通信施設の整備
- (2) 災害時における電気通信の確保及び緊急通話の取扱い
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び復旧

#### 5-4 ソフトバンク株式会社

- (1) 電気通信施設の整備
- (2) 災害時における電気通信の確保及び緊急通話の取扱い
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び復旧

#### 5-5 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- (1) 電気通信施設の整備
- (2) 災害時における電気通信の確保及び緊急通話の取扱い
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び復旧

#### 5-6 西日本旅客鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設等の保全

- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送
- (3) 鉄道通信施設の確保と通信連絡の協力
- 5-7 日本貨物鉄道株式会社**
  - (1) 鉄道施設等の保全
  - (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送
  - (3) 鉄道通信施設の確保と通信連絡の協力
- 5-8 関西電力株式会社**
  - (1) 災害時における電力供給
  - (2) 被災施設の応急対策及び復旧
- 5-9 関西電力送配電株式会社**
  - (1) 電力供給施設等の整備と防災管理
  - (2) 災害時における電力供給
  - (3) 被災施設の応急対策及び復旧
- 5-10 日本通運株式会社京都支店**
  - (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送
- 5-11 福山通運株式会社**
  - (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力
- 5-12 佐川急便株式会社**
  - (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力
- 5-13 ヤマト運輸株式会社**
  - (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力
- 5-14 日本赤十字社京都府支部**
  - (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護
  - (2) 災害救助等のボランティアの連絡調整
  - (3) 義援金品の募集配分
- 5-15 日本放送協会京都放送局**
  - (1) 住民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底
  - (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
  - (3) 社会事業団等による義援金品の募集配分
  - (4) 住民に対する情報の提供
- 5-16 出光興産株式会社**
  - (1) 石油製品の被災地域への緊急輸送
- 5-17 太陽石油株式会社**
  - (1) 石油製品の被災地域への緊急輸送
- 5-18 コスモ石油株式会社**
  - (1) 石油製品の被災地域への緊急輸送
- 5-19 JXTGエネルギー株式会社**
  - (1) 石油製品の被災地域への緊急輸送
- 5-20 イオン株式会社**
  - (1) 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等



#### 5-21 ユニー株式会社

- (1) 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等

#### 5-22 株式会社セブン-イレブン・ジャパン

- (1) 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等
- (2) 帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供

#### 5-23 株式会社ローソン

- (1) 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等
- (2) 帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供

#### 5-24 株式会社ファミリーマート

- (1) 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等
- (2) 帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供

#### 5-25 一般社団法人全国建設業協会

- (1) 応急復旧活動等に必要となる人員及び資機材等の状況についての情報提供

#### 5-26 一般社団法人日本建設業連合会

- (1) 公共建築物への応急危険度判定士の派遣
- (2) 応急復旧工事の実施
- (3) 資機材等の調達・運搬
- (4) その他の役務・情報提供

#### 5-27 一般社団法人全国中小建設業協会

- (1) 応急復旧活動等に必要となる人員及び資機材等の状況についての情報提供

### 6. 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

#### 6-1 井手・多賀土地改良区

- (1) 樋門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理
- (2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧
- (3) たん水の防排除施設の整備と運用

#### 6-2 京都やましる農業協同組合

- (1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧
- (2) 被災組合員に対する融資又はその斡旋
- (3) 生産資材等の確保又は斡旋

#### 6-3 病院等経営者

- (1) 避難施設の整備と避難の訓練
- (2) 災害時における医療の確保及び負傷者の医療、助産救護

#### 6-4 金融機関

- (1) 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置

#### 6-5 プロパンガス取扱機関（京都やましる農業協同組合）

- (1) プロパンガスの防災管理
- (2) 災害時におけるプロパンガスの供給

#### 6-6 石油類取扱機関

- (1) 石油類貯蔵施設等の整備と防災管理
- (2) 災害時における石油類の供給

(3) 被災施設の応急対策及び復旧

**6-7 自動車運送機関**

(1) 安全輸送の確保

(2) 災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力

**6-8 京都府石油商業組合組合員給油所**

(1) 緊急輸送車両等への優先的な給油

(2) 帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供

## ◆◆ 第3章 井手町の概況 ◆◆

### 第1節 井手町の地勢

本町は、京都府の南部に位置し、東は宇治田原町、和束町に接し、南は木津川市、西は京田辺市、北は城陽市に接している。

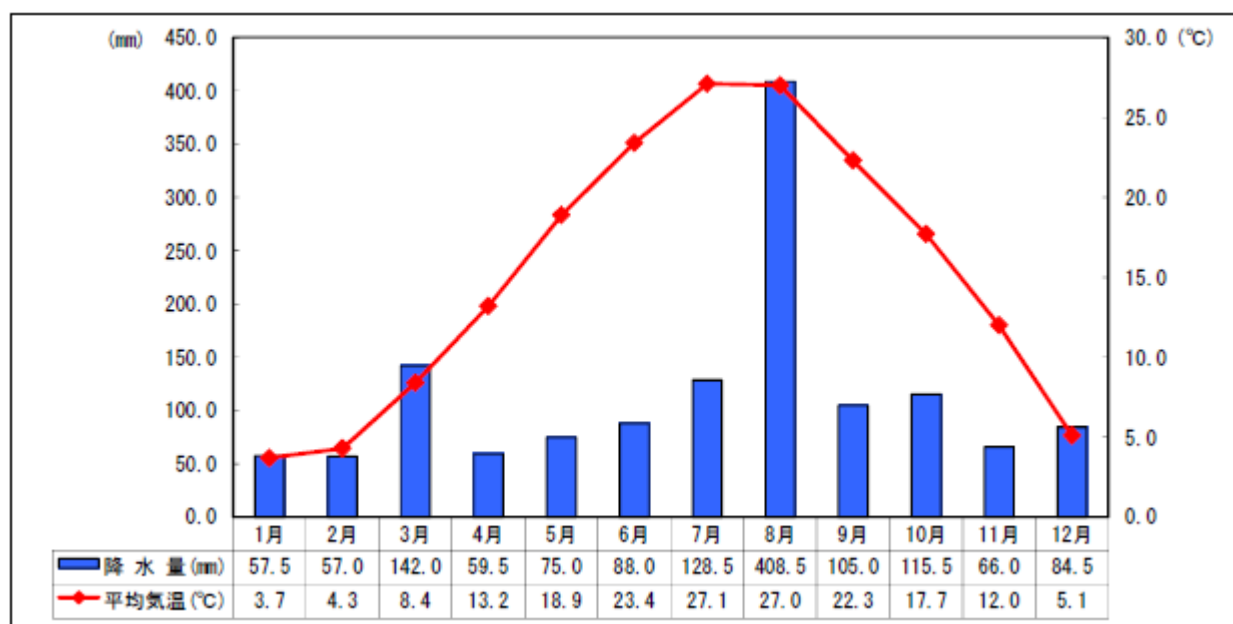
町域は、東西約7km、南北4.5kmの広ぼうで、面積は18.02km<sup>2</sup>であり、東西方向に細長く伸びている。

地形的には200mの等高線を境に東側の山林と西側の木津川の氾濫平野に分けられるが、町域の大半は東部の高度300m前後の山地で占められている。そのため土地利用は、山林が町域の67%を占め、田が10%、畑が8%、住宅は6%を占めるに過ぎない。

また、町域は北部の多賀地区と南部の井手地区の境をなす形で山地が西に張り出しており、崖下には木津川が迫り、両地区は地理的に分断される形となっている。旧来、それぞれの集落は木津川の氾濫を避けるため、河岸段丘上や扇状地裾野部に形成されてきたが、最近では浸水の危険性がある、より低い土地への住宅地の拡大が見られる。

### 第2節 気象状況

本町は主として瀬戸内海型の気象の特色を有し、冬は温暖で雨量が少なく、6月～7月ごろの梅雨期と9月ごろの台風期は、降水量が増加することがある。



資料：平成26年 気象庁（京田辺市アメダスデータ）

[降水量と気温]

## 第3節 震災の想定

### 1. 地震のタイプ

一般に、地震のタイプは発生原因別に分類して、①内陸型の地震、②海溝型の地震、③火山性地震の3つに大別される。

- ① 内陸型の地震：活断層の活動によって発生する地震
- ② 海溝型の地震：海溝付近に位置するプレート境界付近で発生する地震
- ③ 火山性の地震：火山活動時のマグマの活動で発生する地震

日本国内で大きな被害を及ぼす地震は、①内陸型の地震と②海溝型の地震が多く、①の例として阪神・淡路大震災（1995年1月）、②の例として東日本大震災（2011年3月）、関東大震災（1923年9月）などが挙げられる。

地震による揺れは、地下の岩盤にずれが生じたときの衝撃波が、地震波として地盤を伝搬する際に生じる。内陸型の地震と海溝型の地震では震源の深さや揺れを及ぼす範囲が異なり、内陸型の地震では地下の浅部で発生し、地震動の影響が及ぶ範囲が狭いのに対し、海溝型の地震では深部で発生し広範囲に地震動の影響が及ぶ。

ただし、内陸型の地震は地下数10km未満の比較的浅いところに位置する活断層の活動によって生じるため、狭い範囲に甚大な被害を与えることがあり、「直下型地震」とも呼ばれている。

[内陸型の地震と海溝型の地震の相違点]

地震 特徴	内陸型の地震	海溝型の地震
震源位置	地下数10km未満の活動層	プレートの境界 (海洋の海溝下に位置することが多い)
揺れを及ぼす範囲	狭い	広い
被害の特徴	震央付近に中心に甚大な被害を与える。	広範囲に被害を与える。 津波を伴うことがある。
主な地震例	濃尾地震（1891年10月） 北丹後地震（1927年3月） 福井地震（1948年6月） 兵庫県南部地震（1995年1月）	関東地震（1923年9月） 南海地震（1946年12月） 日本海中部地震（1983年5月） 北海道南西沖地震（1993年7月） 東北地方太平洋沖地震（2011年3月）

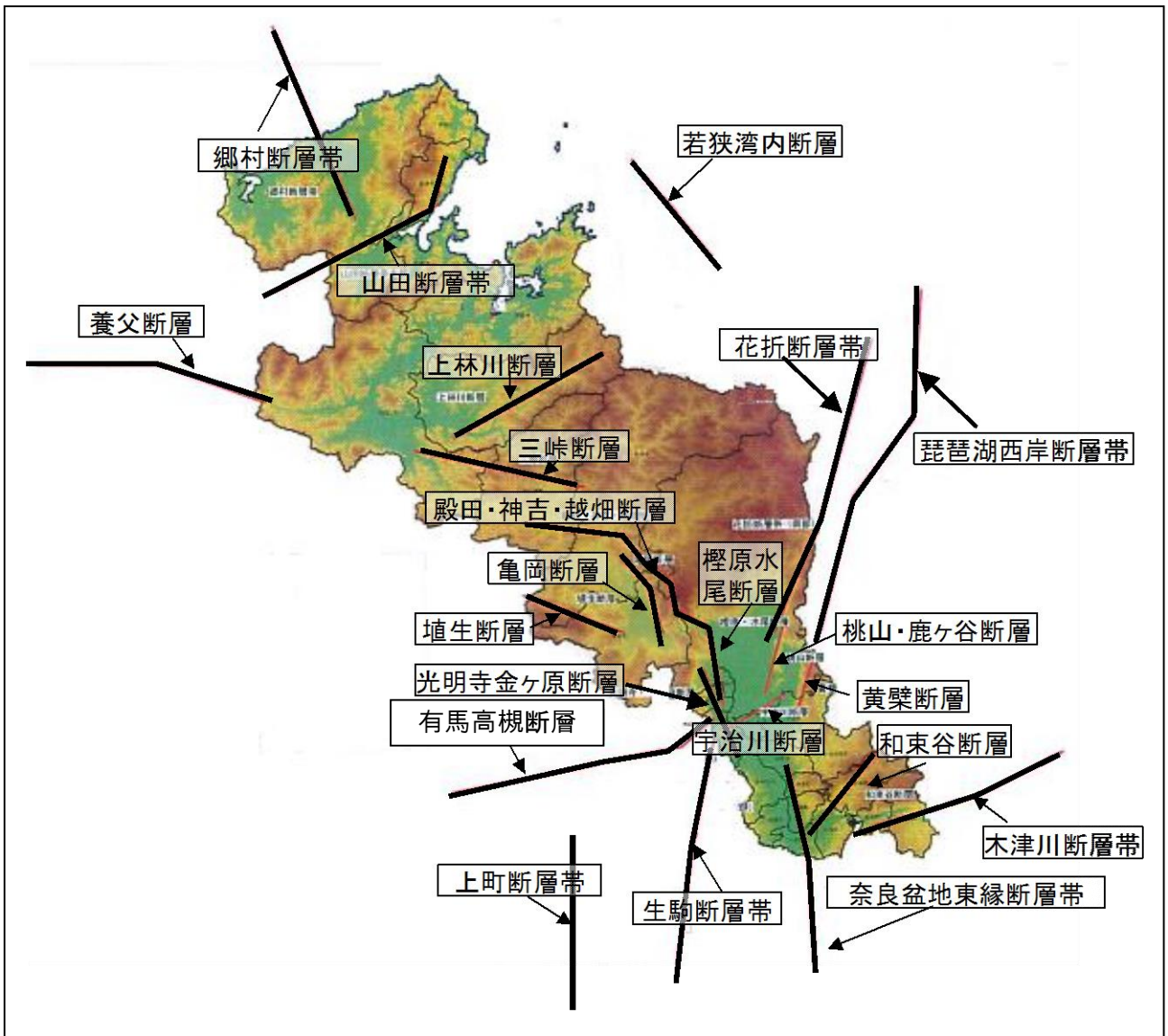
## 2. 活断層分布状況

京都府周辺の活断層としては、下記の22断層が存在する。

このほか、府内に影響を及ぼす可能性のある海溝部で発生する巨大地震に関しては、南海トラフ地震が考えられているが、内陸直下型地震に比べればその震度や被害は小さなものに止まるものと考えられる。

[京都府周辺の活断層]

断 層	地震の規模 (マグニチュード)	断層の位置	断層タイプ
花折断層帯	7. 5	京都市左京区～滋賀県高島市	右横ずれ断層
桃山－鹿ヶ谷断層	6. 6	京都市伏見区～京都市左京区	東側隆起
黄檗断層	6. 5	宇治市～京都市山科区	東側隆起
奈良盆地東縁断層帯	7. 5	奈良県桜井市～城陽市	東側隆起
亀岡断層	6. 7	亀岡市～南丹市	東側隆起
樫原－水尾断層	6. 6	長岡京市～京都市右京区	西側隆起－左横ずれ
殿田－神吉－越畑断層	7. 2	船井郡京丹波町～京都市右京区	左横ずれ
光明寺－金ヶ原断層	6. 8	八幡市～京都市西京区	西側隆起
三峠断層	7. 2	福知山市～船井郡京丹波町	左横ずれ
上林川断層	7. 2	綾部市（西南部～東北部）	右横ずれ
若狭湾内断層	6. 9	日本海（小浜湾～若狭湾）	左横ずれ
山田断層帯	7. 4	兵庫県豊岡市～宮津市	右横ずれ
郷村断層帯	7. 4	京丹後市～丹後半島沖合	左横ずれ
上町断層帯	7. 5	大阪府岸和田市～大阪府豊中市	東側隆起
生駒断層帯	7. 5	大阪府羽曳野市～八幡市	東側隆起
琵琶湖西岸断層帯	7. 7	滋賀県大津市～滋賀県高島市	西側隆起
有馬高槻断層	7. 2	兵庫県宝塚市～乙訓郡大山崎町	右横ずれ
宇治川断層	6. 5	八幡市～京都市伏見区	横ずれ
木津川断層帯	7. 3	相楽郡笠置町～三重県伊賀市	右横ずれ
埴生断層	6. 9	兵庫県篠山市～亀岡市	左横ずれ
養父断層	7. 4	兵庫県養父市～福知山市	左横ずれ
和束谷断層	6. 7	木津川市～相楽郡和束町	北西側隆起
東南海・南海地震	8. 5	—	—
南海トラフ地震	9. 0	—	—



[京都府周辺の活断層]

(平成19年度 京都府地震被害想定調査)

### 3. 地震被害想定

直下型地震の中で井手町にもっとも大きな被害が想定される奈良盆地東縁断層帯地震及び東南海・南海地震における被害想定結果を以下に示す。

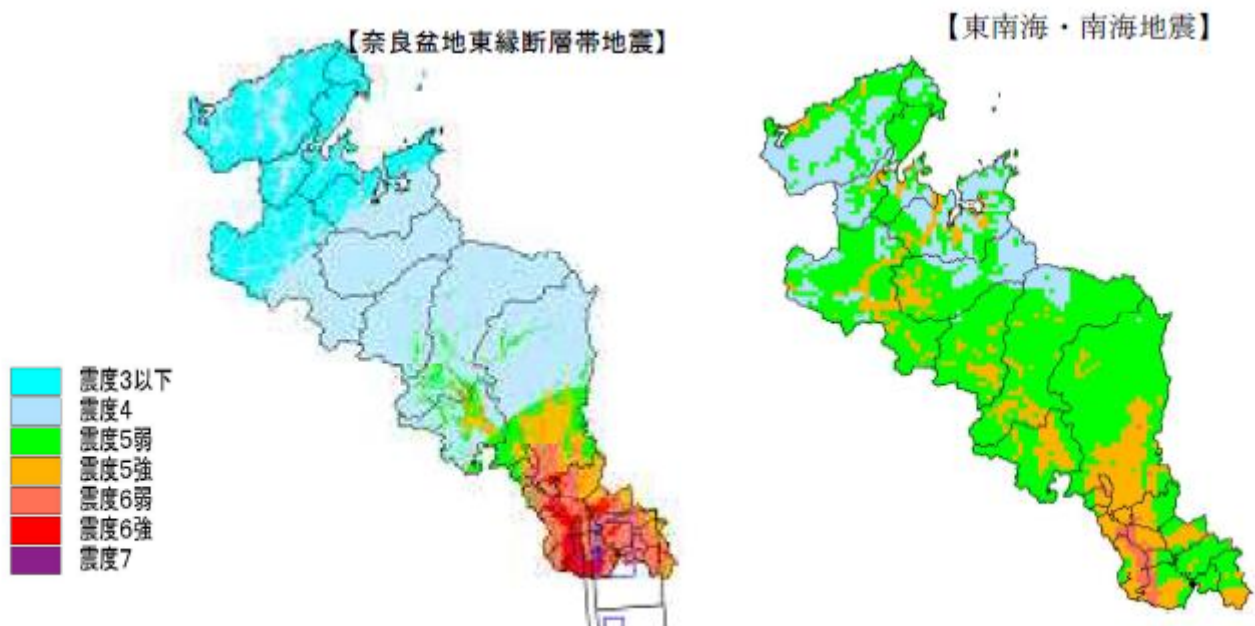
[地震被害想定結果]

項 目		想定地震	奈良盆地東縁断層帯地震 (直下型)		東南海・南海 地震 (海溝型)
			井手町	山城広域振興局管 内	山城広域振興局管 内
地震動	マグニチュード		7. 5		8. 5
	計測震度		6弱～7	5弱～7	5弱～6弱
建物被害	全壊棟数		1,739 棟	38,590 棟	4,160 棟
	半壊・一部損壊棟数		* 1,618 棟	53,250 棟	19,010 棟
	焼失建物棟数		329 棟	6,990 棟	410 棟
人的被害	死者数		78 人	1,760 人	110 人
	負傷者数		460 人	14,360 人	2,950 人
	重傷者数		80 人	1,840 人	110 人
	要救助者数		355 人	8,680 人	1,030 人
	短期避難者数		4,984 人	163,240 人	43,720 人

\* 半壊棟数

(平成20年度 京都府地震被害想定調査)

#### [震度予測]



## ◆◆ 第4章 防災施策の概要 ◆◆

### 第1節 防災ビジョン

#### 1. 基本理念

『自然を守り、活かす』『人とつながりを育てる』『暮らしを守り、活力をつくる』をテーマとしたまちづくりを具体的に推進し、安心して快適に暮らせるまちとしていくためには、まちの安全性を確保することが必要不可欠である。そのためには、住民の生命・財産を守るための長期的な視点に立った災害に強い安全なまちづくりを進めることが必要である。

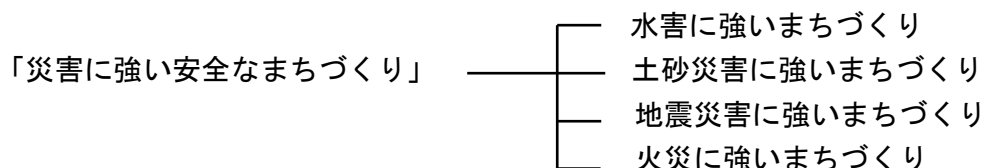
よって、

#### 「住民の生命・財産の安全確保」

を図ることを基本理念とする。

#### 2. 基本目標

基本理念に基づく基本目標を「災害に強い安全なまちづくり」として掲げ、井手町の災害特性である水害及び土砂災害、地震災害、火災に強いまちづくりを進める。



#### 3. 基本方針

基本方針は、基本理念と基本目標を実現するために、第3次井手町総合計画との整合を図り、次のようにまとめた。

##### (1) 防災対策の強化

##### ア. 水害予防対策の強化

○水害危険箇所の指定及び改修の促進

##### イ. 崖崩れ・老朽ため池災害予防対策の強化

○保安林や砂防指定地等による土地利用規制の強化

○防災パトロールの定期化

○危険箇所の防災措置計画の策定

##### ウ. 市街地災害対策

○建築物の防火性能、耐震性能の向上

○消防力等の強化

○避難路の整備

○公園・緑地等のオープンスペースの確保



- エ. 災害時における防災体制の整備
  - 迅速かつ的確な防災体制の整備・強化
  - 行政無線の充実・強化
  - 必需物資供給の連絡網の整備
- (2) 消防・救急対策の強化
  - ア. 消防力の強化
    - 救急体制の整備・消防力の強化
    - 消防団員の確保と団員の資質の向上
    - 防火水槽の増設と消火栓の完備
    - 消防機器の充実・強化
  - イ. 火災予防指導の強化
    - 広報紙によるPRや広報車を利用した防火パトロールの強化
    - 防火管理者研究会の開催
    - 消防用設備の設置・点検
    - 予防思想の周知徹底
  - ウ. 広域消防連絡体制の充実・強化
    - 京都府広域消防相互応援協定に基づく連絡体制の充実・強化
  - エ. 救急体制の確立
    - 救急搬送体制の整備
    - 救急医療機関の増設及び受入体制の充実
    - 救急知識の普及と災害発生時の救急体制の整備
- (3) 災害に強い人材の育成
  - ア. 自主防災組織の整備と育成
  - イ. 災害ボランティア活動の支援と組織の育成
  - ウ. 要配慮者への支援

## 第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等

### 1. 計画の方針

地震防災対策特別措置法第1条の2の規定に基づき、町において地震防災上緊急に整備すべき施設等について長期的な整備目標を設定するとともに、「京都府戦略的地震防災対策指針」、「同推進プラン」と整合性を図りながら、計画的に行うものとする。

### 2. 対象地区

町全域

### 3. 計画の初年度

平成22年度

### 4. 計画対象事業

- (1) 避難地及び避難路
- (2) 消防用施設
- (3) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (4) 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、又はヘリポート
- (5) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (6) 公的医療機関その他法令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (7) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) (6)～(8)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- (10) 河川管理施設
- (11) 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (12) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (13) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (14) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水池、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (15) 地震災害時において必要となる非常食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (16) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (17) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- (18) (1)～(17)に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの